

建設業許可申請の手引き

(近畿地方整備局管内の国土交通大臣許可業者向け手引き)

国土交通省 近畿地方整備局
建政部 建設産業第一課
(平成28年6月)

目次

I. 建設業の許可の概要について

- 1 建設業の許可とは . . . 2
- 2 「国土交通大臣許可」と「都道府県知事許可」の区分
- 3 「一般建設業」と「特定建設業」の区分 . . . 3
- 4 「許可業種」の区分
- 5 許可の有効期間 . . . 4
- 6 申請書の申請期限等

II. 許可の要件について

- 1 「許可要件」と「欠格要件」とは . . . 5
- 2 経營業務の管理責任者
- 3 専任技術者 . . . 7
- 4 誠実性 . . . 9
- 5 財産的基礎等
- 6 欠格要件 . . . 10

III. 許可申請の手続きについて

- 1 「申請区分」と「手数料」 . . . 11
- 2 許可申請書類等の法定書類 . . . 12
- 3 「申請方法」と「標準処理期間」 . . . 14
- 4 申請書類等の「提出部数」と「提出先」
- 5 「許可申請の取下げ」及び「登録免許税の還付」 . . . 15

IV. 変更届等の提出について

- 1 許可を受けた後の届出等 . . . 16
- 2 事業年度終了後の届出 . . . 20
- 3 届出の方法 . . . 21

V. 許可証明書の交付について

. . . 22

VI. 許可申請書類等の閲覧について

. . . 23

VII. 個人情報の取り扱いについて

. . . 23

(参考資料)

- 別紙① 建設工事の業種区分一覧表 . . . 24
- 別紙② 専任技術者の国家資格等一覧表 . . . 26
- 別紙③ 指定学科一覧表 . . . 27
- 別紙④ 一般建設業の専任技術者となり得る「複数業種に係る実務経験」一覧表

I. 建設業の許可の概要について

1. 建設業の許可とは

「建設業」とは、建設工事の完成を請け負う営業をいいます。建設業を営もうとする者は、建設業の許可を受けなければなりません。ただし、「軽微な建設工事」のみを請け負って営業する者は、必ずしも許可を受けなくてよいとされています。(建設業法(以下「法」という。)第3条第1項)

「軽微な建設工事」とは、工事1件の請負代金の額(※)が

- 「建築一式工事」の場合 → 1,500万円に満たない工事又は延べ面積が150㎡に満たない木造住宅工事
- 「建築一式工事以外」の場合 → 500万円に満たない工事

※消費税及び地方消費税相当額を含む。

※注文者が材料を提供し、請負代金の額に材料価格が含まれない場合においては、その市場価格及び運送費を加えた額とする。

2. 「国土交通大臣許可」と「都道府県知事許可」の区分

取得する建設業許可が国土交通大臣許可(以下「大臣許可」という。)となるか、都道府県知事許可(以下「知事許可」という。)となるかは、各事業者による営業所の配置状況により許可が区分されます。(法第3条第1項)

国土交通大臣許可

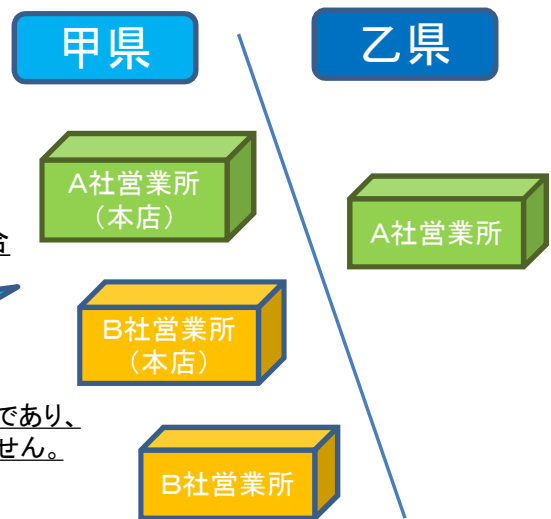
・2以上の都道府県に営業所を設けて営業しようとする場合

都道府県知事許可

・1つの都道府県のみ

この場合、B社は甲県の知事許可、A社は大臣許可になります。

※大臣許可と知事許可の別は、営業所の所在地で区分されるものであり、営業し得る区域又は建設工事を施工し得る区域に制限はありません。



「営業所」とは

- 営業所とは、「本店」又は「支店」若しくは「常時建設工事の請負契約を締結する事務所」をいいます。本店又は支店は、常時建設工事の請負契約を締結する事務所でない場合であっても、他の営業所に対し請負契約に関する指導監督を行うなど、建設業に係る営業に実質的に関与するものである場合には、ここでいう営業所に該当します。
- 「常時請負契約を締結する事務所」とは、請負契約の見積り、入札、狭義の契約締結等、請負契約の締結に係る実質的な行為を行う事務所をいい、契約書の名義人が当該事務所を代表する者であるか否かを問うものではありません。
- 単に登記上の本店等とされているだけで、実質的に建設業に関する営業を行わない店舗や、建設業と無関係な支店、営業所等は、ここでいう営業所には該当しません。
- 許可を受けた業種については、軽微な建設工事のみを請け負う場合であっても、届出をしている営業所以外においては、当該業種について営業することはできません。

I. 建設業許可の概要について

3. 「一般建設業」と「特定建設業」の区分

建設業の許可は、以下のように一般建設業と特定建設業に区分されています。(法第3条第1項)

特定建設業許可

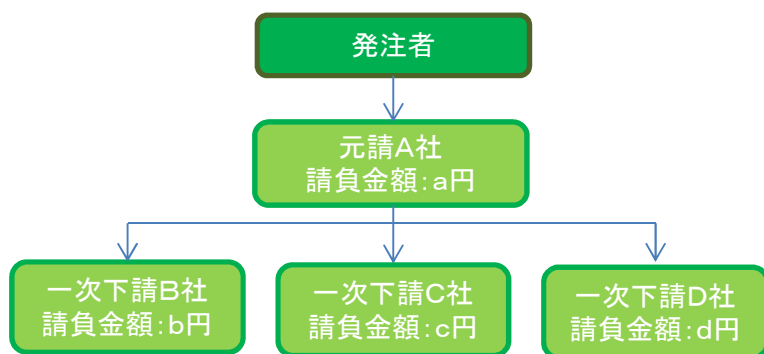
発注者から直接請け負う1件の建設工事につき、その工事の全部又は一部を下請代金の額(その工事に下請契約が2以上あるときは下請代金の総額)が4,000万円以上(※)となる下請契約を締結して施工しようとする者が取得する許可です。

※建築一式工事の場合は6,000万円以上

※消費税及び地方消費税相当税を含み、元請負人が提供する材料等の価格は含まない。

一般建設業許可

特定建設業の許可を受けようとする者以外の者が取得する許可です。



元請A社の場合

- 下請発注額の合計(b円+c円+d円)が4,000万円以上の場合、特定建設業の許可が必要です。
※建築一式工事の場合は6,000万円以上となります。
- 元請A社の請負金額に制限はありません。
・一次下請に発注する額によって、「一般建設業」か「特定建設業」かを判断します。
- 「特定建設業」の許可が必要となるのは、発注者から直接工事を請け負った元請負人に対してのみです。
・一次下請以下として契約されている建設業者については、このような制限はありません。

4. 「許可業種」の区分

建設業の許可は、29の建設工事の業種ごとに受けなければなりません。各業種ごとに「一般建設業」又は「特定建設業」のいずれか一方の許可を受けることができます。建設工事の業種は大きく分けて2つの一式業種と27の専門業種があります。(詳細:別紙①「建設工事の業種区分一覧表」をご覧ください。)

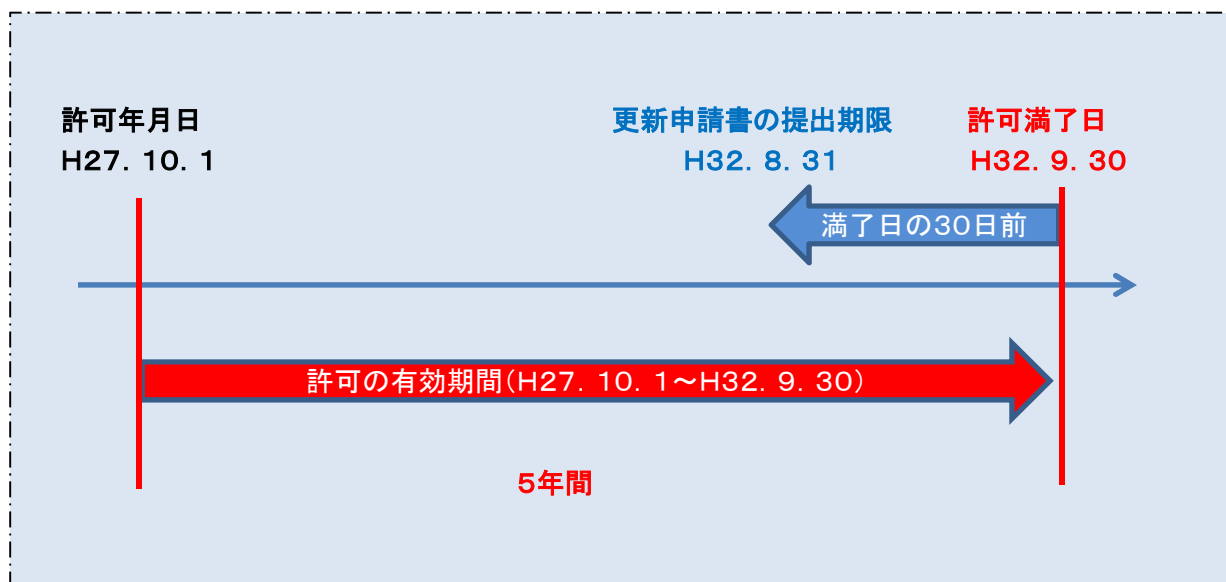
区分	建設業の業種	建設工事の内容
一式業種 (2業種)	土木工事業 建築工事業	大規模又は施工内容が複雑な工事を原則として、元請業者の立場で総合的にマネージメント(企画、指導、調整等)する事業者向けの業種
専門業種 (27業種)※	大工工事業 左官工事業 とび・土工工事業 石工事業 屋根工事業 電気工事業 管工事業 タイル・レンガ・ブロック工事業 鋼構造物工事業 鉄筋工事業 舗装工事業 しゅんせつ工事業 板金工事業 解体工事業 ガラス工事業 塗装工事業 防水工事業 内装仕上工事業 機械器具設置工事業 熱絶縁工事業 電気通信工事業 造園工事業 さく井工事業 建具工事業 水道施設工事業 消防施設工事業 清掃施設工事業	専門工事の実施工を行うために必要な業種 ※平成28年6月1日から新たに「解体工事業」が新設され施行されました。 ・施行日以前に「とび・土工工事業」の許可を受けて解体工事業を営んでいる建設業者は、経過措置として、平成31年5月31日までの3年間は、「解体工事業」の許可を受けずに解体工事を施工することができます。

(注)「土木工事業」又は「建築工事業」の許可を受けた者が、他の専門工事を単独で請負う場合は、当該専門工事業の許可が必要となります。

I. 建設業許可の概要について

5. 許可の有効期間

- 許可の有効期間は、許可日から5年目を経過する日の前日をもって満了となります。
- 引き続き建設業を営もうとする場合は、有効期間が満了する30日前までに更新の許可申請書を提出しなければなりません。（法第3条第3項、施行規則第5条）
- 更新の許可申請書を提出している場合においては、許可の有効期間の満了後であっても申請に対する処分（許可又は不許可）があるまでは、従前の許可が有効となります。（法第3条第4項）
- 許可の更新申請に基づく審査の結果、従前の許可の有効期間の満了後に不許可処分とされた場合であっても、従前の許可の有効期間の満了後、当該不許可処分が行われるまでの間に締結された請負契約に係る建設工事については、当該不許可処分が行われたことにより、従前の許可がその効力を失った後も継続して施工することができます。（法第29条の3第1項）



6. 申請書の申請期限等

- 「更新」:前記5のとおり、許可の有効期間が満了する日の30日前までに申請書類を提出して下さい。
- 「般・特新規+更新」、「業種追加+更新」、「般・特新規+業種追加+更新」:許可の有効期間が満了する日の6ヶ月前までに申請書類を提出して下さい。
※ 申請期限が過ぎてから申請することのないよう十分ご注意願います。
- 許可の一本化(許可の有効期間の調整)
同一業者で許可日の異なる2つ以上の許可を受けているものについては、先に有効期間の満了を迎える許可の更新申請する際に、有効期間が残っている他の全ての許可についても、同時に1件の許可の更新として申請することができます。

Ⅱ. 許可要件について

1. 「許可要件」と「欠格要件」とは

建設業の許可を受けるためには、4つの「許可要件」を満たすこと及び「欠格要件」に該当しないことが必要です。

●許可要件

- ① 常勤役員のうちの1名が「経營業務の管理責任者」としての経験を有する者であること。
- ② 営業所ごとに「専任技術者」を配置していること。
- ③ 暴力団関係企業等、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかでないこと。
- ④ 請負契約を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有していること。

●欠格要件

- ① 許可申請書又はその添付書類中に重要な事項について、虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合
- ② 建設業法第8条各号のいずれかに該当する場合(6. 欠格要件を参照)

2. 経營業務の管理責任者

法人である場合においては、役員のうち常勤であるものの一人が、個人である場合においては、本人又は支配人のうち一人が、「経營業務の管理責任者」としての経験(建設業の経営に関する一定の経験)を有する者であることが必要です。

建設業の経営は、他の産業の経営とは著しく異なった特徴を有しているため、適正な建設業の経営を期待するためには、建設業の経營業務について、一定期間の経験を有した者が最低でも1人は必要であると判断され、この要件が定められたものです。

※ 許可を取得した後、経營業務の管理責任者が退職等により、後任が不在となった場合は、要件の欠如として許可の取消しとなります。(法第29条第1項第1号)

●「役員のうち常勤であるもの」とは

いわゆる常勤役員(業務を執行する社員、取締役、執行役、これらに準ずるもの)をいい、原則として、本社、本店等において、休日その他勤務を要しない日を除き、一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事している者をいいます。

- ・業務を執行する社員 → 持分会社(合名会社、合資会社、合同会社)の業務を執行する社員
- ・取締役 → 株式会社の取締役
- ・執行役 → 指名委員会等設置会社の執行役
- ・これらに準ずる者 → 法人格のある各種組合等の理事等

※ 「役員」には、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は原則として含まれませんが、業務を執行する社員、取締役又は執行役に準ずる地位にあつて、許可を受けようとする建設業の経營業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けた執行役員等については、含まれます。(この場合の経營業務の管理責任者としての執行役員の期間は、「経營業務の管理責任者としての経験」には含まれません。)

※ 執行役員の経營業務の管理責任者については、事前に個別の認定が必要になります。

●「経營業務の管理責任者としての経験を有する者」とは

業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人、その他支店長、営業所長等、営業取引上対外的に責任を有する地位にあつて、経營業務の執行等、建設業の経營業務について、総合的に管理した経験を有する者をいいます。

II. 許可の要件について

●「建設業の経営に関する一定の経験」とは、以下のとおりです。

経営経験	許可を受けようとする建設業以外の建設業の経営経験	許可を受けようとする建設業の経営経験		
経験期間の地位	[経営業務の管理責任者] 役員、事業主、支配人、支店長、営業所長等 (営業取引上対外的に責任を有する地位)	[経営業務の管理責任者に準ずる地位](※) 役員又は事業主に次ぐ職制上の地位		
経験内容	経営業務の管理責任者としての経験	執行役員等としての経営管理経験 (a)	経営業務を補佐した経験 (b)	
必要経験年数	7年	5年	5年	7年
根拠法令	・法第7条第1号ロ ・告示(S47. 3. 8第351号)第2号	・法第7条第1号イ	・法第7条第1号ロ ・告示(S47. 3. 8第351号)第1号イ	・法第7条第1号ロ ・告示(S47. 3. 8第351号)第1号ロ

〈経営業務の管理責任者の要件を満たす経験内容の事例〉

- ・「管工事業」を業種追加する場合 → 「管工事業」に関して、5年以上の役員経験がある。
(法第7条第1号イ該当)
- ・「管工事業」を業種追加する場合 → 「内装仕上工事業」に関して、7年以上の役員経験がある。
(法第7条第1号ロ該当)

※ 「経営業務の管理責任者に準ずる地位」の経験とは …

(a) 執行役員等としての経営管理経験

業務を執行する社員、取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位にあり、取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験(5年以上必要)

(b) 経営業務を補佐した経験

経営業務の管理責任者に準ずる地位(法人の場合は業務を執行する社員、取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位にある者、個人の場合は当該個人に次ぐ職制上の地位にある者)にあつて、許可を受けようとする建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経営業務全般に従事した経験(7年以上必要)

(注) 詳しい内容については、「建設業許可事務ガイドラインについて」平成13年4月3日国総建第97号を参照してください。

また、「準ずる地位での経験」の場合は、事前に個別の認定が必要になりますので、十分な期間をもって、事前に近畿地方整備局 建設部 建設産業第一課建設業係の担当者にご相談下さい。

II 許可の要件について

3. 専任技術者

(1) 専任技術者の配置

建設工事に関する請負契約の適正な締結、履行を確保するためには、建設工事についての専門知識が必要になります。請負契約に関する見積り、入札、契約締結等の業務の中心は各営業所にあることから、建設業を営む全ての営業所ごとに許可を受けようとする建設業に関する一定の資格又は経験を有する技術者を専任で配置することが必要です。

※ 許可を取得した後に、専任技術者が退職等により、後任が不在となった場合は、要件の欠如として許可の取消しとなる場合があります。(法第29条第1項第1号)

「専任」とは・・・

その営業所に常勤して専らその職務に従事することをいいます。従って、雇用契約等により事業主体と継続的な関係を有し、休日その他勤務を要しない日を除き、通常の勤務時間中はその営業所に勤務し得る者でなければなりません。そのため、営業所の専任技術者については、当該営業所の常勤の者の中から選ぶこととなります。

次のような者は、原則として「専任」とは認められません。

- 技術者の住所が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離にあり、常識上通勤が不可能な者
- 他の営業所(他の建設業者の営業所を含む。)において専任を要する者
- 建築士事務所を管理する建築士、専任の宅地建物取引士等、他の法令により特定の事務所等において、専任を要することとされている者(建設業において専任を要する営業所が他の法令により、専任を要する事務所等と兼ねている場合において、その事務所等において専任を要する者を除く。)
- 他に個人営業を行っている者、他の法人の常勤役員である者等、他の営業等について、専任に近い状態にあると認められる者 など

「営業所における専任技術者」は、工事現場の主任技術者又は監理技術者になることはできません。

特例として、営業所における専任技術者が工事現場の主任技術者等を兼務するためには、**次の3つの要件をすべて満たす必要があります。**

- ① 当該営業所において、請負契約が締結された建設工事であること。
- ② 工事現場の職務に従事しながら、実質的に営業所の職務にも従事し得る程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとり得る体制にあること。
- ③ 当該建設工事が、主任技術者等の工事現場への専任を要する工事で、請負金額が3,500万円(建築一式工事は、7,000万円)以上でないこと。

営業所又は工事現場に配置すべき技術者等の配置関係

- 経營業務の管理責任者
- 専任技術者

主たる営業所

- 経營業務の管理責任者は、建設業の経営に関する一定の経験を有する者として配置が必要です。

- 専任技術者
- 令3条の使用人

A社営業所

- 専任技術者は、当該営業所で営業しようとする建設業に係る資格や実務経験を有する技術者として配置が必要です。

主任技術者又は監理技術者

工事現場

- 建設業者は、建設工事の適正な施工を確保するため、元請・下請を問わず、請け負った建設工事を施工する現場ごとに当該工事について、一定の資格を有する者(主任技術者又は監理技術者)を置かなければなりません。(法第26条)

※監理技術者の配置は、一定額以上、下請発注する元請のみ必要です。

- 専任技術者
- 令3条の使用人

B社営業所

- 令3条の使用人とは「建設業法施行令第3条に規定する使用人」の略
建設工事の請負契約の締結及びその履行に当たって、一定の権限を有すると判断される者、すなわち支配人及び支店又は営業所(主たる営業所は除く。)の代表者である者が該当します。
 - ・当該営業所において締結される請負契約について、総合的に管理することが求められます。
 - ・当該営業所において、建設工事の見積り・入札・契約締結等の業務を行います。

II. 許可の要件について

(2) 専任技術者の資格要件

許可を受けようとする建設業が一般建設業であるか特定建設業であるか、またその業種により、必要となる技術資格要件の内容が異なります。営業所の専任技術者となり得る技術資格要件は以下のとおりです。

一般建設業の専任技術者の資格要件 (①～③のいずれか)	特定建設業の専任技術者の資格要件 (①～③のいずれか)
<p>① 一定の国家資格等(注1)有する者</p> <p>② 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関して、一定期間以上の実務経験(注2)を有する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学又は高等専門学校の指定学科(注3)を卒業した後、3年以上の実務経験を有する者 ・高等学校又は中等教育学校の指定学科(注3)を卒業した後、5年以上の実務経験を有する者 ・専修学校の「専門士」又は「高度専門士」を称するもので、指定学科(注3)を卒業した後、3年以上の実務経験を有する者 ・専修学校の指定学科(注3)を卒業した後、5年以上の実務経験を有する者 ・10年以上の実務経験を有する者 ・複数業種について、一定期間以上の実務経験を有する者(注4) <p>③ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外での工事实務経験を有する者で、当該経験の内容につき国土交通大臣の個別審査(注5)を受け、一般建設業の営業所専任技術者となり得るとしてその認定を受けた者 	<p>① 一定の国家資格等(注1)有する者</p> <p>② 一般建設業の営業所専任技術者となり得る技術資格要件を有し、かつ、許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関して、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が4,500万円以上(注6)あるものについて、2年以上、建設工事の設計、施工の全般にわたって工事現場主任や現場監督者のような立場で工事の技術面を総合的に指導監督した経験(注7)を有する者【指定建設業(注8)を除く】</p> <p>③ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外での工事实務経験を有する者で、当該経験の内容につき国土交通大臣の個別審査(注5)を受け、特定建設業の営業所専任技術者となり得るとしてその認定を受けた者 ・指定建設業7業種に関して、過去に特別認定講習を受け、同講習の効果評定に合格した者、若しくは国土交通大臣が定める考査に合格した者(注9)

- (注1) 営業所専任技術者となり得る国家資格者等については、別紙②「専任技術者の国家資格等一覧表」を参照下さい。
- (注2) 「実務経験」とは、建設工事の施工に関する技術上のすべての職務経験をいい、建設工事の発注に当たって設計技術者として設計に従事し、又は現場監督技術者として監督に従事した経験、土工及びその見習いに従事した経験等も含まれますが、ただ単に建設工事の雑務のみの経験については含まれません。(「建設業許可事務ガイドラインについて」参照)
- (注3) 「指定学科」とは、建設業の種類ごとに、当該建設業と密接に関連する学科として指定されているものをいい、別紙③の「指定学科一覧表」を参照下さい。
- (注4) 一般建設業の営業所専任技術者となり得る「複数業種に係る実務経験」については、別紙④の一覧表を参照下さい。
- (注5) 国土交通大臣の個別審査は、国土交通省土地・建設産業局建設業課にお問い合わせ下さい。
- (注6) 以下についても、4,500万円以上の建設工事に関する実務経験とみなされます。
- ・昭和59年10月1日前に請負代金の額が1,500万円以上4,500万円未満の建設工事に関して積まれた実務の経験
 - ・昭和59年10月1日以降平成6年12月28日前に請負代金の額が3,000万円以上4,500万円未満の建設工事に関して積まれた実務の経験
- (注7) 「指導監督的な実務の経験」とは、建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任者又は工事現場監督者のような立場で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいいます。(「建設業許可事務ガイドラインについて」参照)
- (注8) 指定建設業とは以下のとおりです。
- 土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、造園工事業の計7業種
- (注9) この特別認定講習及び考査については、過去の法律等改正時に経過措置的に行われたものでありますので、現在、新規に当該認定講習等を受けることはできません。

II. 許可の要件について

4. 誠実性

申請者が法人である場合においては、**当該法人又はその役員等**(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者(法人格のある各種の組合等の理事等をいう。以下同じ。))又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。)**若しくは一定の使用人**(支配人及び支店又は常時建設工事の請負契約を締結する営業所の代表者(支配人である者を除く。))をいう。以下同じ。)**が請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないことが必要です**。申請者が個人である場合においては、その者又は一定の使用人が、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないことが必要です。(法第7条第3号)

● 「不正な行為」とは

請負契約の締結又は履行の際における詐欺、脅迫、横領等法律に違反する行為をいいます。

● 「不誠実な行為」とは

工事内容、工期、天災等不可抗力による損害の負担等について請負契約に違反する行為をいいます。

誠実性を満たさない者の例

- ・建築士法、宅地建物取引業法等の規定により、不正又は不誠実な行為を行ったことをもって免許等の取消処分を受け、その最終処分から5年を経過しない者
- ・暴力団の構成員である場合又は暴力団による実質的な経営上の支配を受けている者 など

5. 財産的基礎等

倒産することが明白である場合を除き、建設業の請負契約を履行するに足りる以下の**財産的基礎又は金銭的信用を有していることが必要です**。既存の企業にあっては、直前の決算期における財務諸表において、新規設立の企業にあっては、創業時における財務諸表において判断します。(法第7条第4号)

一般建設業の財産的基礎等の要件	特定建設業の財産的基礎等の要件
<p>次のいずれかに該当する者であること。</p> <ol style="list-style-type: none">① 自己資本の額が500万円以上である者② 500万円以上の資金を調達する能力を有すると認められる者③ 許可申請直前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実績を有する者	<p>次のすべての基準を満たす者であること。</p> <ol style="list-style-type: none">① 欠損の額が資本金の額の20%を超えていないこと② 流動比率が75%以上であること③ 資本金の額が2,000万円以上であり、かつ、自己資本の額が4,000万円以上であること

○「自己資本」とは

- ・法人にあっては、貸借対照表における純資産合計の額をいいます。
- ・個人にあっては、期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金の額を加えた額をいいます。

○「500万円以上の資金を調達する能力」とは

- ・担保とすべき不動産等を有していること等により、金融機関等から500万円以上の資金について、融資を受けられる能力をいいます。具体的には、取引金融機関の融資証明書、預金残高証明書等により確認します。

○「欠損の額」とは

- ・法人にあっては、貸借対照表の繰越利益剰余金が負である場合に、その額が資本剰余金、利益準備金及び任意積立金の合計額を上回る額をいいます。
- ・個人にあっては、事業主損失が事業主借勘定から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金の額を加えた額を上回る額をいいます。

○「流動比率」とは

- ・流動資産を流動負債で除して得た数値を百分率で表したものをいいます。

○「資本金」とは

- ・法人にあっては、株式会社の払込資本金、持分会社等の出資金額をいいます。
- ・個人にあっては、期首資本金をいいます。

【補足事項】

財産的基礎等の基準に適合するか否かは当該許可を行う際に判断するものであり、許可を受けた後に、この基準に適合しないこととなっても、直ちに当該許可の効力に影響を及ぼすものではありません。

II. 許可の要件について

6. 欠格要件

申請者が次の①から⑬まで(許可の更新を受けようとする申請者にあつては、①又は⑦から⑬まで)のいずれにも該当せず、かつ、許可申請書及びその添付書類中に重要な事項について、虚偽の記載がなく、並びに重要な事実の記載が欠けていないことが必要です。 (法第8条)

- ① 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- ② 法第29条第1項第5号又は第6号に該当することにより一般建設業の許可又は特定建設業の許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者
- ③ 法第29条第1項第5号又は第6号に該当するとして一般建設業の許可又は特定建設業の許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分があった日又は処分しないことの決定があった日までの間に法第12条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者で当該届出の日から5年を経過しない者
- ④ ③に規定する期間内に法第12条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、③の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人の役員等若しくは一定の使用人であった者又は当該届出に係る個人の一定の使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ⑤ 法第28条第3項又は第5項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- ⑥ 許可を受けようとする建設業について法第29条の4の規定により営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者
- ⑦ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ⑧ 法、又は**一定の法令の規定**により罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ⑨ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)
- ⑩ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が①から⑨まで又は⑪(法人でその役員等のうちに①から④まで又は⑥から⑨までのいずれかに該当する者のあるものに係る部分に限る。)のいずれかに該当するもの
- ⑪ 法人でその役員等又は一定の使用人のうちに、①から④まで又は⑥から⑨までのいずれかに該当する者(②に該当する者についてはその者が法第29条第1項の規定により許可を取り消される以前から、③又は④に該当する者についてはその者が法第12条第5号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、⑥に該当する者についてはその者が法第29条の4の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該法人の役員等又は一定の使用人であった者を除く。)のあるもの
- ⑫ 個人で一定の使用人のうちに、①から④まで又は⑥から⑨までのいずれかに該当する者(②に該当する者についてはその者が法第29条第1項の規定により許可を取り消される以前から、③又は④に該当する者についてはその者が法第12条第5号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、⑥に該当する者についてはその者が法第29条の4の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該個人の一定の使用人であった者を除く。)のあるもの
- ⑬ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

「一定の法令の規定」とは、次に掲げるものです。

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。)に違反した者に係る同法第46条、第47条、第49条又は第50条
- ・刑法第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条又は第247条
- ・暴力行為等処罰に関する法律
- ・建築基準法第9条第1項又は第10項前段(同法第88条第1項から第3項まで又は第90条第3項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による特定行政庁又は建築監視員の命令に違反した者に係る同法第98条第1項(第1号に係る部分に限る。)
- ・宅地造成等規制法第14条第2項、第3項又は第4項前段の規定による都道府県知事の命令に違反した者に係る同法第26条
- ・都市計画法第81条第1項の規定による国土交通大臣、都道府県知事又は市長の命令に違反した者に係る同法第91条
- ・景観法第64条第1項の規定による市町村長の命令に違反した者に係る同法第101条
- ・労働基準法第5条の規定に違反した者に係る同法第117条(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(以下「労働者派遣法」という。)第44条第1項(建設労働者の雇用の改善等に関する法律)第44条の規定により適用される場合を含む。)の規定により適用される場合を含む。)又は労働基準法第6条の規定に違反した者に係る同法第118条第1項
- ・職業安定法第44条の規定に違反した者に係る同法第64条
- ・労働者派遣法第4条第1項の規定に違反した者に係る同法第59条

Ⅲ. 許可申請の手続きについて

1. 「申請区分」と「手数料」

「申請区分」及び「申請手数料」は以下のとおりです。

【登録免許税・・・登録免許税法の別表第1、収入印紙・・・建設業施行令第4条（許可手数料）】

区分No.	申請区分	申請内容	申請時期	申請手数料等 (大臣許可) 一般又は特定	申請手数料等 (大臣許可) 一般及び特定
1	新規	・現在、有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が、許可申請する場合	随時	15万円 (登録免許税)	30万円 (登録免許税)
2	許可換え新規	・都道府県知事の許可を受けた者が、2以上の都道府県の区域内に営業所を有することとなった場合		15万円 (登録免許税)	30万円 (登録免許税)
3	一般・特新規	・一般建設業の許可のみを受けている者が、新たに特定建設業の許可を申請する場合 ・特定建設業の許可のみを受けている者が、新たに一般建設業の許可を申請する場合	随時	15万円 (登録免許税)	
4	業種追加	・一般建設業の許可を受けている者が、他の建設業について、一般建設業の許可を申請する場合 ・特定建設業の許可を受けている者が、他の建設業について、特定建設業の許可を申請する場合 ・特定建設業及び一般建設業の許可を受けている者が、新たに建設業の許可を申請する場合	随時	5万円 (収入印紙)	10万円 (収入印紙)
5	更新	・既に受けている建設業許可について、その「更新」を申請する場合	許可の有効期間が満了する30日前まで	5万円 (収入印紙)	10万円 (収入印紙)
6	一般・特新規＋業種追加	・「一般・特新規」と同時に「業種追加」して、建設業の許可を申請する場合	随時		20万円 (登録免許税15万＋収入印紙5万)
7	一般・特新規＋更新	・「一般・特新規」と同時に、既に受けている建設業許可の「更新」を申請する場合			20万円 (登録免許税15万＋収入印紙5万)
8	業種追加＋更新	・「業種追加」と同時に、既に受けている建設業許可の「更新」を申請する場合	原則として、従前の許可の有効期間が満了する6ヶ月前まで	10万円 (許可手数料5万＋許可手数料5万)	「業種追加」が一般又は特定：15万円(収入印紙) 「業種追加」が一般及び特定：20万円(収入印紙)
9	一般・特新規＋業種追加＋更新	・「一般・特新規」と同時に「業種追加」して、既に受けている建設業許可の「更新」を申請する場合			25万円 (登録免許税15万＋収入印紙10万)

登録免許税

〔登録免許税の納入先〕

大阪国税局 東税務署 (住所) 〒540-8557
大阪市中央区大手前1丁目5番63号 大阪合同庁舎第3号館
(電話) 06-6942-1101

〔納入方法〕

東税務署に直接納入されるか、又は日本銀行、日本銀行歳入代理店、ゆうちょ銀行、東税務署あてに納入して下さい。

〔提出方法〕

許可申請書の別紙3の所定欄に領収証書(原本)を貼り付けて申請して下さい。

収入印紙

〔提出方法〕

収入印紙を購入のうえ、許可申請書の別紙3の所定欄に収入印紙を貼り付けて申請して下さい。

(消印はしないで下さい。)

(注)建設業の許可の更新申請及び業種追加の申請者が納入した許可手数料(収入印紙)は、許可申請を取り下げる場合であっても、返還することはできませんので留意願います。

Ⅲ. 許可申請の手続きについて

2. 許可申請書類等の法定書類

建設業の許可を受けようとする場合は、許可行政庁に「許可申請書及び法定書類」を提出する必要があります。また、許可申請書等の内容が法に規定する要件に適合しているか否かなどを確認するため、別途、「確認資料」の提出も必要になります。

様式番号	書類の名称	否要×◎		省略可能な書類								
		法人の場合	個人の場合	新規	許可換え新規	般特新規	業種追加	更新	般特新規+業種追加	般特新規+更新	業種追加+更新	般特新規+業種追加+更新
第1号	建設業許可申請書	◎	◎									
別紙1	役員等の一覧表（注1）	◎	×									
別紙2（1）	営業所一覧表（新規許可等）	◎	◎					—				
別紙2（2）	営業所一覧表（更新）	◎	◎	—	—	—			—			
別紙3	収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄	◎	◎									
別紙4	専任技術者一覧表（注2）	◎	◎									
第2号	工事経歴書	◎	◎					○			◇	
第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	◎	◎					○				
第4号	使用人数	◎	◎					○				
第6号	誓約書	◎	◎									
—	成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書【登記されていないことの証明書】（注3）	◎	◎									
—	成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書【身分証明書】（注4）	◎	◎									
第7号	経營業務の管理責任者証明書	◎	◎									
別紙	経營業務の管理責任者の略歴書（注5）	◎	◎									
第8号	専任技術者証明書（新規・変更）（注6）	◎	◎					—				
—	技術検定合格証明書等の資格証明書	◎	◎					○			◇	
—	卒業証明書	◎	◎					○			◇	
—	監理技術者資格者証（注6）	◎	◎					○			◇	
第9号	実務経歴証明書	◎	◎					○			◇	
第10号	指導監督の実務経歴証明書	◎	◎					○			◇	
第11号	建設業法施行令3条に規定する使用人の一覧表	◎	◎									
第11号の2	国家資格者等・監理技術者一覧表（新規・変更・追加・削除）（注7）	◎	◎			□	—	—	□	□	—	□
第12号	許可申請者（法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等）の住所、生年月日等に関する調書（注8）	◎	◎									
第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書（注9）	◎	◎									
—	定款	◎	×					○	△	○	△	
第14号	株主（出資者）調書	◎	×					○	△	○	△	
第15号	貸借対照表（法人）	◎	×					○	○	○	○	
第16号	損益計算書・完成工事原価報告書（法人）	◎	×					○	○	○	○	
第17号	株主資本等変動計算書	◎	×					○	○	○	○	
第17号の2	注記表	◎	×					○	○	○	○	
第17号の3	附属明細表（注10）	◎	×					○	○	○	○	
第18号	貸借対照表（個人）	×	◎					○	○	○	○	
第19号	損益計算書（個人）	×	◎					○	○	○	○	
—	履歴事項全部証明書（商業登記簿）	◎	◎					○	△	○	△	
第20号	営業の沿革	◎	◎					○	△	○	△	
第20号の2	所属建設業者団体	◎	◎					○	△	○	△	
—	納税証明書（納付すべき額及び納付済額）（注11）	◎	◎					○	○	○	○	
第20号の3	健康保険等の加入状況	◎	◎									
第20号の4	主要取引金融機関名	◎	◎					○	△	○	△	

Ⅲ. 許可申請の手続きについて

〔許可申請書等の作成上の注意事項〕

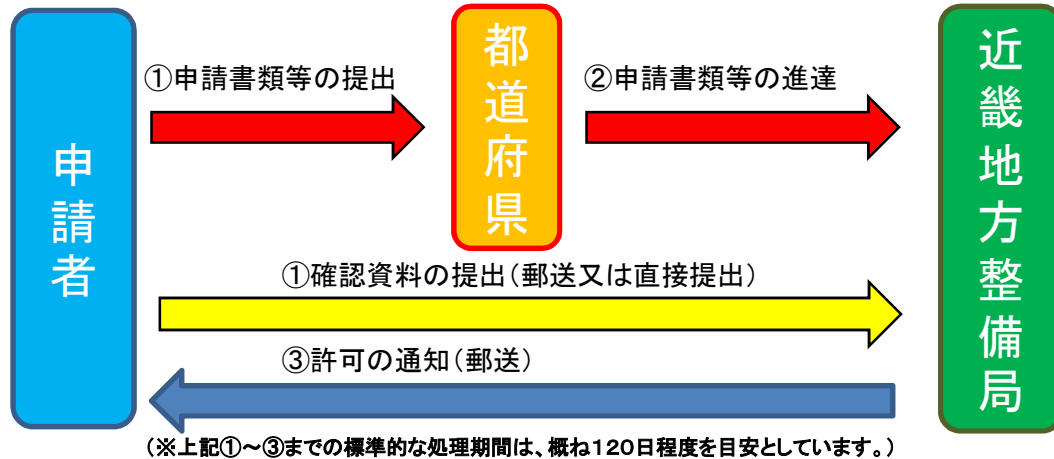
- (注1) ・別紙1「役員等の一覧表」の「役員等の氏名及び役名等」の欄に記載する者は、建設業法第5条第3号に規定する役員等に該当する者です。本別紙には、「相談役」及び「顧問」のほか、「その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者」である可能性がある者として、少なくとも「総株主の議決権の100分の5以上を有する株主」及び「出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者」(個人であるものに限る。以下「株主等」という。)について記載します。
・その他、役職の如何を問わず取締役と同等以上の支配力を有するものがある場合には、その者も記載します。
・株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載します。「常勤・非常勤の別」の欄は記載不要です。
取締役が株主を兼ねる場合には、「株主等」の併記は不要です。
- (注2) 別紙4「専任技術者一覧表」は、「営業所一覧表」(別紙2)に記載した営業所順に専任技術者名を記載します。
- (注3) 「登記されていないこと証明書」とは、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書です。役員及び建設業法施行令第3条に規定する使用人の全ての証明書が必要です。外国籍の方は、必ず国籍欄を記載した証明書を取得して下さい。
(相談役、顧問、株主等、その他役職を問わず取締役と同等以上の支配力を有する者は提出は不要です。)
【取得先】 法務局・地方法務局(本局)
【証明事項】 「後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人とする記録がない」ことの証明
【有効期間】 申請又は届出日前3ヶ月以内に発行されたものであるものとする。
- (注4) 「身分証明書」とは、成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市区町村の長の証明書です。役員及び建設業法施行令第3条に規定する使用人の全ての証明書が必要です。外国籍の方は省略可です。
(相談役、顧問、株主等、その他役職を問わず取締役と同等以上の支配力を有する者は提出は不要です。)
【取得先】 本籍地の市区町村役場の戸籍事務担当窓口
【証明事項】 1. 禁治産又は準禁治産の宣告の通知を受けていないこと。
2. 後見の登記の通知を受けていないこと。
3. 破産宣告又は破産手続開始決定の通知を受けていないこと。又は破産の通知を受けていないこと。
【有効期間】 申請又は届出日前3ヶ月以内に発行されたものであるものとする。
- (注5) 第7号別紙「経營業務の管理責任者の略歴書」は、経營業務の管理責任者である役員について記載するものとし、「従事した職務内容」の欄には、建設業の経営経験が明らかになるように具体的に記載して下さい。
また、「賞罰の内容」欄も具体的に記載して下さい。
- (注6) ・第8号「専任技術者証明書」に記載された者の担当業種に対応する技術資格を証明する資料のみ必要です。
・指定学科を卒業後、実務経験で一般建設業の専任技術者となる場合は、当該業種の指定学科であることが確認できる「卒業証明書」及び「実務経験証明書」が必要になります。
・「監理技術者資格者証」により資格を証明する場合は、「卒業証明書」、「実務経験証明書」、「指導監督的実務経験証明書」及び「技術検定合格証明書等」の提出は不要です。
※「監理技術者資格者証」は、有効期間が切れているものであっても、「資格」や「実務経験」は認められます。
・資格の内容によっては、資格取得後に実務経験が必要な場合があります。(第2種電気工事士等)
・専門学校卒業者で、「高度専門士」又は「専門士」の方は、称号が確認できる証明書の提出が必要です。(「卒業証明書」に記載のある場合は不要です。)
- (注7) 国家資格者・監理技術者は、専任技術者と同様に技術資格を有する証明資料が必要です。(確認資料は不要)
- (注8) ・別紙1「役員等の一覧表」に記載された全ての者が必要です。(経營業務の管理責任者については省略可能)
・株主等、相談役、顧問は、「賞罰」欄への記載並びに署名及び押印は必要ありません。
- (注9) 「建設業法施行令第3条に規定する使用人一覧表」に記載された全ての者が必要です。(役員等の兼務省略可)
- (注10) 附属明細表については、特例有限会社を除く株式会社のうち、以下のいずれかに該当する者が提出します。
ただし、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第24条に規定する有価証券報告書の提出会社にあつては、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表の提出に代えることができます。
① 資本金の額が1億円超であるもの
② 最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上であるもの
- (注11) 申請者が法人の場合は、主たる営業所の所轄税務署の法人税の「納税証明書」(その1 納税額等証明用)、個人の場合は所得税の「納税証明書」を添付して下さい。

Ⅲ. 許可申請の手続きについて

3. 「申請の方法」と「標準処理期間」

(1) 申請の方法

- ① 申請書類は、申請者の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県の担当課(府県により土木事務所等)に提出します。ただし、確認資料については、申請書類を都道府県の担当課に提出後、速やかに近畿地方整備局に郵送又は直接提出願います。
- ② 当該申請書類は、都道府県を経由して、近畿地方整備局に進達されます。
- ③ 審査の結果、許可基準を満たしていると判断された場合は、許可通知書が近畿地方整備局長から申請者に送付されます。ただし、許可基準を満たしていないと判断された場合は、許可の拒否通知書が送付されます。



(2) 標準処理期間

申請者の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県の受付日から当該申請から許可等の処分がなされるまでに通常要する標準的な処理期間は、概ね120日程度を目安としています。

- ・ 申請者から申請に要する書類が都道府県に提出され、都道府県から当該申請書類が近畿地方整備局に到達するまでの期間は、概ね30日程度を目安とし、近畿地方整備局での標準的な処理期間は、概ね90日程度を目安としています。
- ・ 上記期間には、書面上の不備の是正を求める補正等に要する期間を含みません。
- ・ 合併、会社分割、事業譲渡等の組織再編を予定している場合は、事前に余裕をもってご相談下さい。

4. 申請書類等の「提出部数」と「提出先」

申請書類の提出部数は、申請者の主たる営業所の所在地を管轄する下表の都道府県の担当課(府県により土木事務所等)に正本1部と申請者の控えの副本1部の2部提出して下さい。

なお、都道府県の担当課で受付後に副本は申請者に返却されますので保管しておいて下さい。

都道府県	担当窓口	住所	電話番号	備考
福井県	土木部土木管理課建設業グループ	〒910-8580 福井市大手3-17-1	0776-21-1111	※
滋賀県	土木交通部監理課	〒520-8577 大津市京町4-1-1	077-528-4110	
京都府	建設交通部指導検査課	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町	075-451-8111	※
大阪府	住宅まちづくり部建築振興課	〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府庁咲洲庁舎	06-6210-9735	
兵庫県	県土整備部県土企画局総務課建設業室	〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1	078-341-7711	※
奈良県	県土マネジメント部建設業・契約管理課	〒630-8501 奈良市登大路町30	0742-22-1101	※
和歌山県	県土整備部県土整備政策局技術調査課	〒640-8585 和歌山市小松原通1-1	073-432-4111	※

(注)備考欄に※印のある府県は、出先の土木事務所等での受付となりますので注意して下さい。(兵庫県では神戸市内は、本庁で受付)

Ⅲ. 許可申請の手続きについて

5. 「許可申請の取下げ」及び「登録免許税の還付」

- ・許可申請書を提出し、近畿地方整備局で受付された後に許可申請を取下げの場合は、「許可申請の取下げ願い」(別紙4)を近畿地方整備局に直接提出(郵送又は持参)して下さい。
- ・許可申請を取下げの場合は、当該許可申請に際して納入した登録免許税の還付を受けることができます。還付を受ける場合は、「許可申請の取下げ願」及び「登録免許税の還付願」(別紙7)を併せて近畿地方整備局に直接提出(郵送又は持参)して下さい。(「建設業許可事務ガイドラインについて」参照)

別紙4	平成 年 月 日
近畿地方整備局長 殿	
	住 所 商号又は名称 代表者氏名
一般 特定	建設業の許可申請の取下げ願
平成 年 月 日付けで	一般 特定
建設業の許可申請をしましたが、下記の理由により許可の取り下げを致します。	
	記
取下げ理由	

別紙7	平成 年 月 日
近畿地方整備局 建政部 建設産業第一課長 殿	
	住 所 商号又は名称 代表者氏名
	登録免許税の還付願
平成 年 月 日付けで	一般 特定
建設業の許可申請をしましたが、却下されたので、取り下げした ので、下記により登録免許税の 還付を請求いたします。	
	記
1 納付額	
2 却下 取下	年 月 日
3 最寄郵便局の名称及び所在地	

【留意事項】

- ① 提出された許可申請書類は、許可申請書(様式第一号)を除き、確認資料を含めて全て申請者に返却されます。
- ② 許可の更新の申請及び業種追加の申請を行った者が納入した許可手数料(収入印紙代)は返還はできません。
- ③ 登録免許税の還付は、主たる営業所の所在地を管轄する税務署から申請者に通知文が送付されますので、当該通知文を最寄りの郵便局に持参のうえ、還付を受けて下さい。
- ④ 主たる営業所の所在地を管轄する都道府県の担当課には、建設産業第一課から通知しますので、申請者からの連絡等は不要です。

※ 上記書面の提出先は、「近畿地方整備局 建政部 建設産業第一課 建設業係」となります。

IV. 変更届等の提出について

許可を受けた後、下表に該当する変更事項があった場合は、「変更届出書」、「廃業届」等を提出期限内に提出する必要があります。(建設業法第11条及び第12条)

1. 許可を受けた後の届出等

届出事項	提出期限	届出書類等の様式
【経營業務の管理責任者】	2週間以内	
・経營業務の管理責任者の変更 執行役員等を経營業務の管理責任者にする場合は、個別にご相談ください。		法定書類：様式第22号の2「変更届出書」(第一面) 様式第7号「経營業務の管理責任者証明書」 第7号別紙「経營業務の管理責任者の略歴書」 第1号別紙1「役員等の一覧表」 確認書類：経營業務の管理責任者の常勤性の確認書類 履歴事項全部証明書 閉鎖登記簿(上記で証明しきれない場合に限る) 実績確認資料(許可通知書等) 証明者の印鑑証明書(証明者と申請者が異なる場合)
・経營業務の管理責任者の削除		法定書類：様式第22号の2「変更届出書」(第一面) 様式第22号の3「届出書」 第1号別紙1「役員等の一覧表」 確認書類：なし
・経營業務の管理責任者の氏名変更 (改姓・改名)		法定書類：様式第22号の2「変更届出書」(第一面) 様式第7号「経營業務の管理責任者証明書」 第7号別紙「経營業務の管理責任者の略歴書」 第1号別紙1「役員等の一覧表」 履歴事項全部証明書の原本(商業登記簿謄本) 確認書類：戸籍抄本又は住民票の抄本
【営業所の専任技術者】	2週間以内	
・営業所の専任技術者の交代		法定書類：様式第22号の2「変更届出書」(第一面) 様式第8号「専任技術者証明書」 区分4(旧専任技術者削除) 1部 区分3(新専任技術者追加) 1部 ・資格の場合 資格証の写しまたは監理技術者資格者証の写し ・実務経験の場合 様式第9号「実務経験証明書」(実務経験の場合) 卒業証明書(指定学科卒業の場合) 様式第10号「指導監督的実務経験証明書」(特定建設業の場合に限る) または監理技術者資格者証の写し ※ 監理技術者資格者証の写しを添付する場合は資格証、様式9号、10号、卒業証明書は不要。 ※ 専修学校の専門課程を卒業した者で、専門士及び高度専門士の称号を付与された者はその証明書(卒業証明書で証明できる場合は不要。) 確認書類：専任技術者の常勤性の確認資料 実務経験の場合は経験を裏付ける契約書若しくは注文書・請書(監理技術者資格者証の写しを添付する場合は不要) 証明者の印鑑証明書(証明者と申請者が異なる場合)
・営業所の専任技術者の削除		法定書類：様式第22号の2「変更届出書」(第一面) 様式第22号の3「届出書」 確認書類：なし
・営業所の専任技術者の氏名変更 (改姓・改名)		法定書類：様式第22号の2「変更届出書」(第一面) 様式第8号「専任技術者証明書」 区分4(旧姓削除) 1部 区分3(新姓追加) 1部 確認書類：戸籍抄本又は住民票の抄本

【営業所の代表者】		
・営業所の代表者の変更	2週間以内	<p>法定書類：様式第22号の2「変更届出書」(第一面) 様式第6号「誓約書」 「登記されていないことの証明書」(法務局発行) 「身分証明書」(本籍地のある市町村発行) (外国籍の方については、「登記されていないことの証明書」のみで可) 様式第13号「令第3条に規定する使用人の調書」</p> <p>確認書類：令第3条の使用人の常勤性の確認書類 令第3条の使用人に対する委任状</p>
【事業者の基本情報】		
・商号の変更	30日以内	<p>法定書類：様式第22号の2「変更届出書」(第一面) 履歴事項全部証明書の原本(商業登記簿謄本)</p> <p>確認書類：なし</p>
・資本金の変更		<p>法定書類：様式第22号の2「変更届出書」(第一面) 様式第14号「株主(出資者)調書」 履歴事項全部証明書の原本(商業登記簿謄本) ・資本金の変更により、株主等の変更がある場合 第1号別紙1「役員等の一覧表」 様式第6号「誓約書」(株主等の追加がある場合のみ) 様式第12号「役員等の調書」(株主等の追加がある場合のみ) 株主等は、賞罰欄への記載と署名押印は不要</p> <p>※ 株主等とは、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主もしくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者をいう。</p> <p>確認書類：なし</p>
【法人の役員】		
・申請者となる代表者の変更	30日以内	<p>法定書類：様式第22号の2「変更届出書」(第一面) 第1号別紙1「役員等の一覧表」 履歴事項全部証明書の原本(商業登記簿謄本)</p> <p>確認書類：なし</p>
・役員等の就任 役員等：役員、相談役、顧問、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主もしくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者(株主等)、この他、役職の如何を問わず取締役と同等以上の支配力を有する者		<p>法定書類：様式第22号の2「変更届出書」(第一面) 第1号別紙1「役員等の一覧表」 様式第6号「誓約書」 「登記されていないことの証明書」(法務局発行) 「身分証明書」(本籍地のある市町村発行) (外国籍の方については、「登記されていないことの証明書」のみで可) 相談役、顧問、株主等、この他取締役と同等以上の支配力を有する方については「登記されていないことの証明書」と「身分証明書」は不要 様式第12号「役員等の調書」 相談役、顧問、株主等は、賞罰欄への記載と署名押印は不要</p> <p>履歴事項全部証明書の原本(商業登記簿謄本)</p> <p>確認書類：なし</p>
・役員等の退任		<p>法定書類：様式第22号の2「変更届出書」(第一面) 第1号別紙1「役員等の一覧表」 履歴事項全部証明書の原本(商業登記簿謄本)</p> <p>確認書類：なし</p>
【営業所】		
・営業所の新設	30日以内	<p>法定書類：様式第22号の2「変更届出書」(第一面) { 様式第22号の2「変更届出書」(第二面) 区分3 } 履歴事項全部証明書の原本(商業登記簿謄本) (営業所が登記されている場合のみ) 様式第4号「使用人数」 様式第6号「誓約書」 「登記されていないことの証明書」(法務局発行) 「身分証明書」(本籍地のある市町村発行) (外国籍の方については、「登記されていないことの証明書」のみで可)</p>
(次ページに続く)		

<p>(前ページより続き) ・営業所の新設</p>		<p>様式第8号「専任技術者証明書」 区分3 ・資格の場合 資格証の写しまたは監理技術者資格者証の写し ・実務経験の場合</p> <p>様式第9号「実務経験証明書」(実務経験の場合) 卒業証明書(指定学科卒業の場合) 様式第10号「指導監督的実務経験証明書」(特定建設業の場合に限る) または監理技術者資格者証の写し</p> <p>※ 監理技術者資格者証の写しを添付する場合は資格証、様式9号、10号、卒業証明書は不要。 ※ 専修学校の専門課程を卒業した者で、専門士及び高度専門士の称号を付与された者はその証明書(卒業証明書で証明できる場合は不要。)</p> <p>様式第13号「令第3条に規定する使用人の調書」 確認書類: 専任技術者・令第3条の使用人の常勤性確認書類 専任技術者の実務経験の場合は経験を裏付ける契約書若しくは注文書・請書(監理技術者資格者証の写しを添付する場合は不要) 証明者の印鑑証明書(証明者と申請者が異なる場合) 営業所の権利・利用関係確認書類 営業所の写真 営業所の付近案内図 令第3条の使用人に対する委任状</p>
<p>・営業所の廃止</p>	<p>30日以内</p>	<p>法定書類: 様式第22号の2「変更届出書」(第一面) 様式第22号の2「変更届出書」(第二面) 区分4 履歴事項全部証明書の原本(商業登記簿謄本) (営業所が登記されている場合のみ) 様式第22号の3「届出書」(専任技術者の交代を伴わない場合) 様式第8号「専任技術者証明書」(専任技術者の交代を伴う若しくは他の業種を引き続き行う場合) 様式第22号の3と様式8号はどちらかのみ添付</p> <p>確認書類: なし</p>
<p>・営業所の業種の追加 (ただし既許可業種に限る)</p>		<p>法定書類: 様式第22号の2「変更届出書」(第一面) 様式第22号の2「変更届出書」(第二面) 区分2 様式第8号「専任技術者証明書」 区分3 ・資格の場合 資格証の写しまたは監理技術者資格者証の写し ・実務経験の場合</p> <p>様式第9号「実務経験証明書」(実務経験の場合) 卒業証明書(指定学科卒業の場合) 様式第10号「指導監督的実務経験証明書」(特定建設業の場合に限る) または監理技術者資格者証の写し</p> <p>※ 監理技術者資格者証の写しを添付する場合は資格証、様式9号、10号、卒業証明書は不要。 ※ 専修学校の専門課程を卒業した者で、専門士及び高度専門士の称号を付与された者はその証明書(卒業証明書で証明できる場合は不要。)</p> <p>確認書類: 専任技術者の常勤性の確認資料 実務経験の場合は経験を裏付ける契約書若しくは注文書・請書(監理技術者資格者証の写しを添付する場合は不要) 証明者の印鑑証明書(証明者と申請者が異なる場合)</p>

・営業所の業種の廃止	30日以内	法定書類： 様式第22号の2「変更届出書」(第一面) 様式第22号の2「変更届出書」(第二面) 区分2 様式第22号の3「届出書」(専任技術者の交代を伴わない場合) 様式第8号「専任技術者証明書」(専任技術者の交代を伴う若しくは他の業種を引き続き行う場合) 様式第22号の3と様式8号はどちらかのみ添付 確認書類： なし
・営業所の名称の変更		法定書類： 様式第22号の2「変更届出書」(第一面) 様式第22号の2「変更届出書」(第二面) 区分4(旧名称廃止) 1部 区分3(新名称追加) 1部 履歴事項全部証明書の原本(商業登記簿謄本) (変更がない場合は省略可能) 確認書類： なし
・営業所の所在地の変更		法定書類： 様式第22号の2「変更届出書」(第一面) 様式第22号の2「変更届出書」(第二面) 区分2 履歴事項全部証明書の原本(商業登記簿謄本) (営業所が支店登記されている場合に限る) 確認書類： 権利・利用関係確認書類 写真 付近案内図
【廃業】		
・廃業届(全部)	30日以内	法定書類： 様式第22号の4「廃業届」 申請者が破産管財人の場合：「申請証明書」 (裁判所発行の原本) 申請者が清算人の場合：「印鑑証明書」 (法務局発行の原本) 申請者が元役員の場合：「閉鎖登記簿」「印鑑証明書」 (法人が合併等により消滅した時)
・廃業届(一部)		法定書類： 様式第22号の4「廃業届」 様式第22号の2「変更届出書」(第一面) 様式第22号の2「変更届出書」(第二面) 区分2or4 様式第22号の3「届出書」(専任技術者の交代を伴わない場合) 様式第8号「専任技術者証明書」(専任技術者の交代を伴う若しくは他の業種を引き続き行う場合) 様式第22号の3と様式8号はどちらかのみ添付 確認資料： なし

* 法定書類につきましては、本店所在地管轄の府県の窓口経由で提出していただき、確認書類につきましては、直接近畿地方整備局宛にご郵送をしていただくか、近畿地方整備局の窓口にご持参いただきますようお願いいたします。

* 印鑑証明書、住民票、令3に対する委任状、登記されていないことの証明書、身分証明書、履歴事項全部証明書(原本)は届出日から3ヶ月以内のものが必要になります。

* H27.4.1より、役員等の一覧表(別紙一)には、役員等(役員、相談役、顧問、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主、出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者、その他、役職の如何を問わず取締役と同等以上の支配力を有する者)を記載する必要がありますが、H27.3.31時点で既に役員等であった者については、施行日後に届出を行う必要はありません(次回の申請時又は役員の変更時に、役員等の一覧表に記載していただければ結構です)。ただし、H27.4.1以後に新たに就任した役員等がいる場合については、変更届出が必要になります。

* 解体工事業に係る営業所の専任技術者について、当該技術者が同一人のままであっても、建設業法施行規則の一部を改正する省令(平成27年国土交通省令第83号)附則第4条該当など経過措置該当から、建設業法第7条第2号該当など経過措置非該当へ変更となる場合も手続が必要となります。

2. 事業年度終了後の届出

提出期限: 4ヶ月以内

届出書類等の様式(法人の場合)

【 表紙 】

「変更届出書」(建設業許可事務ガイドライン別紙8様式)

【 添付 】

- ・様式第2号「工事経歴書」
- ・様式第3号「直前3年の各事業年度における工事施工金額」
- ・様式第15号「賃借対照表」
- ・様式第16号「損益計算書」「完成工事原価報告書」
- ・様式第17号「株主資本等変動計算書」
- ・様式第17号の2「注記表」
- ・様式第17号の3「附属明細表」

(注) 特例有限会社を除く株式会社のうち、以下のいずれかに該当する者が提出します。ただし、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第24条に規定する有価証券報告書の提出会社にあつては、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表の提出に代えることができます。

① 資本金の額が1億円超であるもの

② 最終事業年度に係る賃借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上であるもの

- ・事業報告書(任意様式)

(注) 特例有限会社を除く株式会社の場合のみ添付します。

- ・納税証明書(納付すべき額及び納付済額)

(注) 国土交通大臣の許可の場合、法人税の納税証明書を添付します。

【 変更があつた場合のみ添付 】

- ・様式第4号「使用人数」
- ・様式第11号「建設業法施行令3条に規定する使用人の一覧表」
- ・様式第11号の2「国家資格者等・監理技術者一覧表(新規・変更・追加・削除)」
- ・様式第20号の3「健康保険等の加入状況」(既提出の表に記入された保険加入の有無に変更があつた場合)
(注) 保険加入の有無について、未加入、適用除外から加入に変更があつた場合は、加入状況の確認資料を別途提出すること。
- ・定款(任意様式)

届出書類等の様式(個人事業主の場合)

【 表紙 】

「変更届出書」(建設業許可事務ガイドライン別紙8様式)

【 添付 】

- ・様式第2号「工事経歴書」
- ・様式第3号「直前3年の各事業年度における工事施工金額」
- ・様式第18号「賃借対照表」
- ・様式第19号「損益計算書」
- ・納税証明書(納付すべき額及び納付済額)

(注) 国土交通大臣の許可の場合、所得税の納税証明書を添付します。

【 変更があつた場合のみ添付 】

- ・様式第4号「使用人数」
- ・様式第11号「建設業法施行令3条に規定する使用人の一覧表」
- ・様式第11号の2「国家資格者等・監理技術者一覧表(新規・変更・追加・削除)」
- ・様式第20号の3「健康保険等の加入状況」

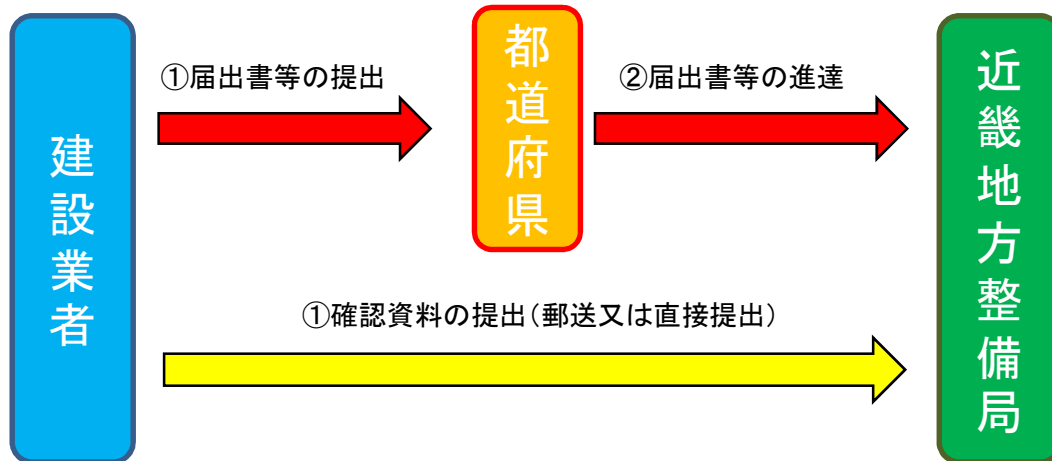
(注) 保険加入の有無について、未加入、適用除外から加入に変更があつた場合は、加入状況の確認資料を別途提出すること。

* 決算変更届についても、平成27年4月1日より、一部が閲覧不可となります。書類の破損を防止するため紐綴じによるご提出にご協力ください。

IV. 変更届等の提出について

3. 届出の方法

- 「変更届出書」等の提出先は、許可申請書類の提出先と同様に申請者の主たる営業所がある都道府県の担当課（府県により土木事務所等）となっています。
ただし、確認資料については、「変更届出書」提出後、速やかに近畿地方整備局に郵送又は直接提出願います。
- 提出部数については、許可申請書類と同様に正1部と申請者の控えの副本1部の2部提出のうえ、受付後に副本は申請者に返却されますので保管しておいて下さい。



※ 届出書の提出期限を過ぎてから届出することのないよう十分ご注意願います。

※ 届出後に要件不足が発覚した場合等、誤った届出をしたことが判明したときは、速やかに近畿地方整備局 建政部 建設産業第一課 建設業係までご連絡下さい。

V. 許可証明書の交付について

国土交通大臣の許可を受けている建設業者のうち、近畿地方整備局管内に主たる営業所がある建設業者に限り、近畿地方整備局において「建設業許可証明書」の交付を行っています。

この証明書は、入札参加資格申請等において、建設業の許可を有していることを証明する場合や、更新申請後、従前の許可有効期間を経過してもなお同申請に係る許可の処分がなされず、その間に建設工事の発注者や契約相手方に許可の状況を証明する場合などに利用していただくものです。

1. 申請方法

- ・申請書類を近畿地方整備局に直接持参又は郵送して下さい。
- ・申請は随時受付していますが、原則として、前回の発行から3ヶ月以内に同様の申請があった場合は発行できません。

2. 申請書類

申請に必要な書類等は以下のとおりです。手数料は無料です。

- ①許可証明願(1部・A4判)
- ②返信用封筒(郵送の場合に限る。)、切手の貼付と宛名の記入をして下さい。
- ③許可通知書の写し(2部・A4判)
- ④更新手続中で許可の有効期限が過ぎている場合は、許可申請書(様式第一号)の写し(主たる営業所を管轄する府県庁の受付印があるもの2部)
- ⑤営業所一覧(許可証明用)(2部・A4判)、営業所の業種の証明が必要な場合に限りです。

3. 交付日

申請した日の翌日の午前10時以降の交付となります。(即日交付はできません。)

4. 提出先

〒540-8586

大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館

国土交通省 近畿地方整備局 建政部 建設産業第一課 建設業係

TEL (06)6942-1141(代表)

【受付時間】 平日の9時15分から17時まで(土日、祝祭日、年末12月29日から年始1月3日を除く)

[例:許可証明願]

(A4判)

平成 年 月 日
国土交通省 近畿地方整備局 建政部 建設産業第一課長 殿
所在地 商号又は名称 代表者役職 氏名 印
建設業許可証明願
〇〇のため、当社が許可を有していることを証明願います。

【年月日】

提出日又は送付日を記載して下さい。

【所在地等】

届出をしている最新の情報を記載して下さい。

【代表者印】

必ず代表者印を押印して下さい。

【証明書の使用目的】

証明書を必要とする理由として、使用目的と提出先を記載して下さい。

VI. 許可申請書類等の閲覧について

国土交通大臣の許可を受けている建設業者のうち、近畿地方整備局管内に主たる営業所がある建設業者に関する許可申請書類等に関しては、近畿地方整備局で閲覧することができます。

なお、廃業した業者の提出書類は閲覧できません。

1. 閲覧場所

大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館
国土交通省 近畿地方整備局 建政部 建設産業第一課 建設産業閲覧室(新館2階)
TEL (06)6942-1141(代表)

2. 閲覧時間等

閲覧時間は、平日の9時30分から16時30分(12時から13時を除く)までです。
受付時間は、午前は11時45分まで、午後は16時までとなっております。

3. 閲覧手続き

閲覧を希望される方は、備え付けの閲覧申請書に必要事項を記入のうえ、建設産業閲覧室内(新館2階)の受付窓口に提出して下さい。

・許可申請書類等の閲覧は、1回の閲覧申込みで閲覧できる業者数は、5業者までとしています。

4. その他留意事項

- ・閲覧中の許可申請書類を建設産業閲覧室外に持ち出すことはできません。
- ・コピー、デジカメ等による写真撮影も禁止としております。

5. インターネットを利用した閲覧

国土交通大臣の許可業者の業者情報に関しては、国土交通省のホームページから検索できます。(一部の情報に限ります。)

<http://etsuran.mlit.go.jp/TAKKEN/kensetunit.do>

建設業者・宅建業者等企业情報検索システム

検索

VII. 個人情報の取り扱いについて

〔建設業許可申請に係る個人情報の利用目的等〕

国土交通大臣が、建設業法第3条の規定に基づき提出される建設業の許可申請書(同法第6条に基づく許可申請書の添付書類及び第11条(第17条で準用するものを含む。))に基づく変更等の届出書を含む。以下「許可申請書等」という。)により取得する個人情報は、次のとおり利用し第三者に提供します。

1. 許可申請の審査事務
(国土交通大臣及び都道府県知事が行う許可審査事務において相互に利用する場合を含みます。)
2. 建設業の許可を受けた者に対する指導監督等の事務
3. 許可申請書等の閲覧
4. 国、地方公共団体及び建設業法施行令第27条の2に規定する法人が行う建設工事の発注業務について、必要となる情報の提供(公共工事発注支援データベースシステムにより提供するものを含みます。)
5. 「行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律」第8条第2項に規定による次の利用又は提供
 - ① 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき
 - ② 国土交通大臣が法令に定める所掌事務の遂行に必要な限度で利用するとき
 - ③ 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が、法令に定める事務又は業務の遂行に必要な限度で利用するとき
 - ④ 専ら統計の作成又は学術研究の目的のための提供をするとき
 - ⑤ 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき
 - ⑥ その他提供することについて特別の理由があるときの提供

別紙① 建設工事の業種区分一覧表 (1/2)

建設工事の種類 (建設業法別表)	業種 (建設業法別表)	建設工事の内容 (告示)	建設工事の例示 (ガイドライン第二条関係)	建設工事の区分の考え方 (ガイドライン第二条関係)
		昭和47年3月9日 建設省告示第350号 最終改正平成28年12月25日 国土交通省告示第1183号	平成13年4月3日 国総第97号 最終改正平成26年12月25日 国土建第169号	平成13年4月3日 国総第97号 最終改正平成26年12月25日 国土建第169号
1	土木一式工事	土木工事業 総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。)		①「プレストレストコンクリート工事」のうち構築等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構築工事(土木一式工事)に該当する。 ②上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水道処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び下水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水道処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。 なお、農業用下水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。
2	建築一式工事	建築工事業 総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事		ビルの外壁に固定された遮熱断熱層を設置する工事は『消防施設工事』ではなく建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。
3	大工工事	大工工事業 木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事	
4	左官工事	左官工事業 工作物に塗土、モルタル、漆、糊、灰、石膏、セメント等を塗り、取付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、取付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事	①防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。 ②ラス張り工事及び乾式壁工事については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。 ③『左官工事』における「取付け工事」とは、建築物に対するモルタル等を吹付ける工事をいい、『とび・土・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいう。
5	とび・土・コンクリート工事	とび・土・コンクリート工事業 ①足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置工事、鉄骨組立等を行う工事 ②くい打ち、くい抜き及び場所打ぐい工事 ③土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ④コンクリートにより工作物を築造する工事 ⑤その他道徳的ないしは準備的工事	①とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の搬運運搬配置工事、鉄骨組立等工事、コンクリートブロック据付け工事 ②くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ③土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ④コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ⑤地すべり防止工事、地盤改良工事、仮締切り工事、取付け工事、法面保護工事、道路付置物設置工事、屋外広告物設置工事、石工事、外構工事、はつり工事、切野穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事	①『とび・土・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。積組ブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として積石等をはり付ける工事や法面処理、又は構築としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。 ②『とび・土・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。 ③「プレストレストコンクリート工事」のうち構築等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構築工事とは、薬液注入工事、ウエルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事等を総称したものである。 ④『とび・土・コンクリート工事』における「取付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは『左官工事』における「吹付け工事」に該当する。 ⑤『法面保護工事』とは、法面の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。 ⑥『道路付置物設置工事』には、道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。 ⑦『とび・土・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。 ⑧トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土・コンクリート工事』に該当し、いわゆる建築物の防水工事は『防水工事』に該当する。
6	石工事	石工事業 石材(石材)に類似のコンクリートブロック及び積石を含む。の加工又は積りにより工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事	『とび・土・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。積組ブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として積石等をはり付ける工事や法面処理、又は構築としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。
7	屋根工事	屋根工事業 瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事	①「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを含めて「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。 ②屋根断熱工事は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。 ③屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。
8	電気工事	電気工事業 発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電線工事、信号設備工事、ネオン装置工事	①屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。 ②『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
9	管工事	管工事業 冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更正工事	①「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空気調和設備工事」には、冷暖の配管工事などフロントの設置防止する工事が含まれる。 ②し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理浄化槽を含む。)により尿処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道処理された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので採取方式により採取されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。 ③『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。 ④建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『管工事』に該当し、トンネル、地下道等の給排水用に設置される機械器具に関する工事は『機械器具設置工事』に該当する。 ⑤上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水道処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び下水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水道処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。 なお、農業用下水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。 ⑥公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれ設置の公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、薬液設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。
10	タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業 れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイルを取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レング積み(張り)工事、タイル張り工事、積り工事、スレート張り工事、サイディング工事	①「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはいる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は『屋根ふき工事』として『屋根工事』に該当する。 ②「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイプ養生をした軽重量ほうコンクリートパネルも含まれる。 ③『とび・土・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。積組ブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として積石等をはり付ける工事や法面処理、又は構築としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。

別紙① 建設工事の業種区分一覧表 (2/2)

建設工事の種類 (建設業法別表)	業種 (建設業法別表)	建設工事の内容 (告示)	建設工事の例示 (ガイドライン第二条関係)	建設工事の区分の考え方 (ガイドライン第二条関係)
11	鋼構造物工事	鋼構造物工事 形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、雨門、水門等の門扉設置工事	①「とび・土工・コンクリート工事」における「鉄骨組立工事」と「鋼構造物工事」における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが「鋼構造物工事」における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが「とび・土工・コンクリート工事」における「鉄骨組立工事」である。 ②ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は「消防施設工事」ではなく、建築物の躯体の一部の工事として「建築一式工事」又は「鋼構造物工事」に該当する。 ③「とび・土工・コンクリート工事」における「屋外広告物設置工事」と「鋼構造物工事」における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが「鋼構造物工事」における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が「とび・土工・コンクリート工事」における「屋外広告物設置工事」である。
12	鉄筋工事	鉄筋工事 棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事	「鉄筋工事」は「鉄筋加工組立て工事」と「鉄筋継手工事」からなっており、「鉄筋加工組立て工事」は鉄筋の配筋と組立て、「鉄筋継手工事」は配筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋継手にはガス圧接継手、摩擦継手、機械式継手等がある。
13	舗装工事	舗装工事 道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事	①舗装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては「舗装工事」ではなく「とび・土工・コンクリート工事」に該当する。 ②人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けられるものは「舗装工事」に該当する。
14	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事 河川、海岸等の水産をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事	
15	板金工事	板金工事 金属板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属等の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事	①「建築板金工事」とは、建築物の内外装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外へのカラー鉄板張付け工事や厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。 ②「とび・土工・コンクリート」及び「金属製」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを含めて「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も「板金工事」ではなく「屋根工事」に該当する。
16	ガラス工事	ガラス工事 工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事	
17	塗装工事	塗装工事 塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、漆塗り工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事	下地調整工事及びプラスト工事については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。
18	防水工事	防水工事 アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、建築防水工事、シート防水工事、注入防水工事	①「防水工事」に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は「防水工事」ではなく「とび・土工・コンクリート工事」に該当する。 ②防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。
19	内装仕上工事	内装仕上工事 木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たためみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たためみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事	①「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。 ②「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的一貫性効果を目的とするような工事は含まれない。 ③「たためみ工事」とは、探す、割付け、たためみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。
20	機械器具設置工事	機械器具設置工事 機械器具の組立て等により工作物を構築し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内蔵力発電設備工事、集塵機設置工事、給排水機器設置工事、給排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊戯施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事	①「機械器具設置工事」には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては「電気工事」、「管工事」、「電気通信工事」、「消防施設工事」とも重複するものもあるが、これらについては原則として「電気工事」等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が「機械器具設置工事」に該当する。 ②「運搬機器設置工事」には昇降機設置工事も含まれる。 ③「給排水機器設置工事」とはトンネル、地下道等の給排水用に設置される機械器具に関する工事であり、これらの中には設置される通常の空調機器の設置工事は「機械器具設置工事」ではなく「管工事」に該当する。 ④公害防止施設を単体で設置する工事については、「清掃施設工事」ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば「管工事」、集塵設備であれば「機械器具設置工事」等に区分すべきものである。
21	熱絶縁工事	熱絶縁工事 工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷蔵設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事	
22	電気通信工事	電気通信工事 有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事	①「情報制御設備工事」にはコンピュータ等の情報処理設備の設置工事も含まれる。 ②既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は増設は「電気通信工事」に該当する。 なお、保守(電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう。)に関する業務の提供等の業務は、「電気通信工事」に該当しない。 ③「機械器具設置工事」には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては「電気工事」、「管工事」、「電気通信工事」、「消防施設工事」とも重複するものもあるが、これらについては原則として「電気工事」等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が「機械器具設置工事」に該当する。
23	造園工事	造園工事 整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、遊地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事	①「植栽工事」には、植生を復元する建設工事が含まれる。 ②「公園工事」とは、修業広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、「園路工事」とは、公園内の遊歩道、緑道等を築造する工事である。 ③「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修業施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。 ④「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。 ⑤「緑地育成工事」とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壌改良や支柱の設置等を行って行う工事である。
24	さく井工事	さく井工事 さく井機械等を用いてさく井、さく井を行う工事又はこれらの工事に併行して排水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく井工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、排水設備工事	
25	建具工事	建具工事 工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事	
26	水道施設工事	水道施設工事 上水道、工業用水道などのための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事	①上下水道に関する施設の建設工事における「土木一式工事」、「管工事」及び「水道施設工事」間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が「土木一式工事」であり、家庭その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が「管工事」であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が「水道施設工事」である。 なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は「水道施設工事」ではなく「土木一式工事」に該当する。 ②し尿処理に関する施設の建設工事における「管工事」、「水道施設工事」及び「清掃施設工事」間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が「管工事」に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が「水道施設工事」に該当し、公共団体が設置するもので採取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が「清掃施設工事」に該当する。
27	消防施設工事	消防施設工事 火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃ガス、発泡性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、避難火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助設備、避難機、避難機又は排煙設備の設置工事	①「金属製避難はしご」とは、火災時等にのみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等にはこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は「消防施設工事」ではなく、建築物の躯体の一部の工事として「建築一式工事」又は「鋼構造物工事」に該当する。 ②「機械器具設置工事」には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては「電気工事」、「管工事」、「電気通信工事」、「消防施設工事」とも重複するものもあるが、これらについては原則として「電気工事」等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が「機械器具設置工事」に該当する。
28	清掃施設工事	清掃施設工事 し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事	①公害防止施設を単体で設置する工事については、「清掃施設工事」ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば「管工事」、集塵設備であれば「機械器具設置工事」等に区分すべきものである。 ②し尿処理に関する施設の建設工事における「管工事」、「水道施設工事」及び「清掃施設工事」間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が「管工事」に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が「水道施設工事」に該当し、公共団体が設置するもので採取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が「清掃施設工事」に該当する。
29	解体工事	解体工事 工作物の解体を行う工事	工作物解体工事	それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。 総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ「土木一式工事」や「建築一式工事」に該当する。

別紙③ 指定学科一覧表（建設業法施行規則第1条）

許可を受けようとする建設業	学 科
土木工事業、舗装工事業	土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。)、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業、大工工事業、ガラス工事業、内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、塗装工事業、解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業、電工通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業、水道施設工事業、清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業、鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業、建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業、消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科

別紙④ 一般建設業の専任技術者となり得る「複数業種に係る実務経験」一覧表（規則第7条の3第1項第2号）

許可を受けようとする建設業	実務経験
大工工事業	1. 建築工事業及び大工工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に関し8年以上の実務経験を有する者 2. 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に関し8年以上の実務経験を有する者
とび・土工工事業	1. 土木工事業及びとび・土工工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、とび・土工工事業に係る建設工事に関し8年以上の実務経験を有する者 2. とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、とび・土工工事業に係る建設工事に関し8年以上の実務経験を有する者
屋根工事業	1. 建築工事業及び屋根工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、屋根工事業に係る建設工事に関し8年以上の実務経験を有する者
しゅんせつ工事業	1. 土木工事業及びしゅんせつ工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、しゅんせつ工事業に係る建設工事に関し8年以上の実務経験を有する者
ガラス工事業	1. 建築工事業及びガラス工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、ガラス工事業に係る建設工事に関し8年以上の実務経験を有する者
防水工事業	1. 建築工事業及び防水工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、防水工事業に係る建設工事に関し8年以上の実務経験を有する者
内装仕上工事業	1. 建築工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に関し8年以上の実務経験を有する者 2. 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に関し8年以上の実務経験を有する者
熱絶縁工事業	1. 建築工事業及び熱絶縁工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、熱絶縁工事業に係る建設工事に関し8年以上の実務経験を有する者
水道施設工事業	1. 土木工事業及び水道施設工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、水道施設工事業に係る建設工事に関し8年以上の実務経験を有する者
解体工事業	1. 土木工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年以上の実務経験を有する者 2. 建築工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年以上の実務経験を有する者 3. とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年以上の実務経験を有する者